

特定農地所有適格法人に対する貸付特例適用農地等について
の使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____ - _____)

※ 該当するものにレ印を記入してください。

1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）
第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受
代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地
所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権
利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附
則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。
2. 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を
した借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所
有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利
の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受 けた特定農地所 有適格法人	名称		所在地	
贈与者	氏名		住所又 は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		(昭和・平成) ____年____月____日		
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権 等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）		令和____年____月____日		
法附則第 55 条第 5 項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った 特定農地所有適格法人の名称及び所在地				
名称			所在地	

- ① 貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成・令和____年____月____日です。
- ② 使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による
権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。
- ③ 貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る
借受代替農地等の明細書」のとおりです（上記 1 に該当する場合のみ提出が必要です。）。

(添付書類)

特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行わ
れたことを明らかにするもの

(注) 上記 2 に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該
解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

記載方法等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合又は法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合に、その旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間満了の日又は賃借権等を中途解約により消滅させた日から 2 か月を経過する日までに特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利を設定し、その設定をした日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定します。）。

- 1 この届出書を提出するときは、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 2 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」を必ず提出してください。
- 3 法附則第 55 条第 5 項の規定により特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農地所有適格法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等の全てについて使用貸借による権利の設定をした場合には、特定農地所有適格法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で当該設定が行われたことを明らかにするものの他に、貸付特例適用農地等の全てについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。